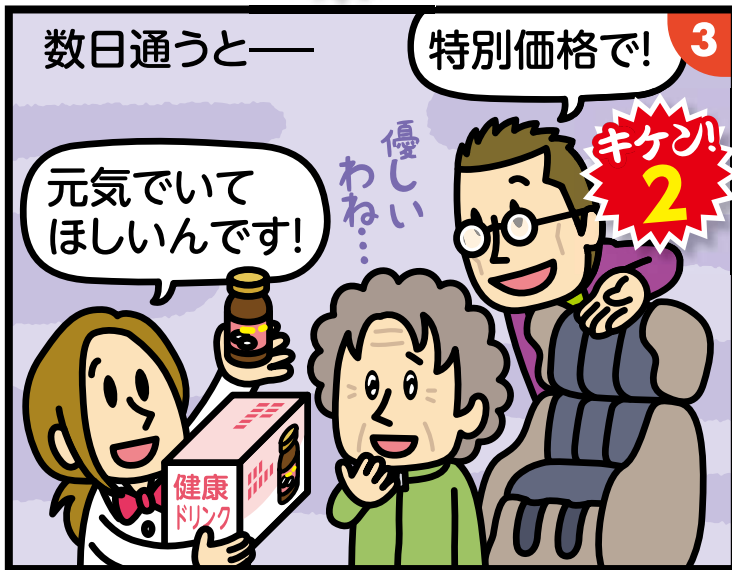
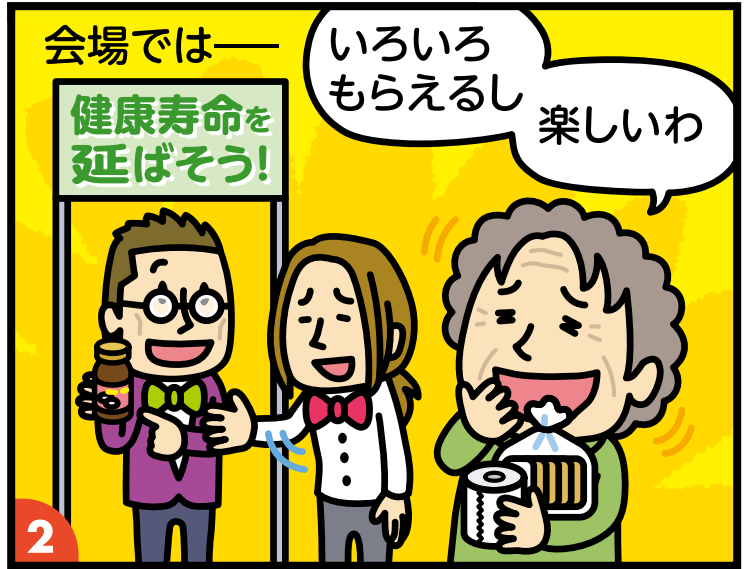


高齢者の心理を巧みに利用し契約させる 催眠商法にご注意!!



- 1 興味本位であやしい場所には **近づかない。**
- 2 勧められても **その場で契約しない。**
- 3 支払いが困難になるまで **被害に気づかない事も!**



埼玉県マスコット「コバトン」



埼玉県マスコット「さいたまっち」

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口につながります!

TEL 188

おかしいな? 不安だな? と思ったら **すぐに相談!!**

消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター「イヤヤン」



契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は(市外局番なし)188番にお電話ください。

今月の標語

楽しくて気づいた時はすっからかん